

## 遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の脱炭素化の促進に資するため、ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例（平成17年遠野市条例第102号）第20条に規定する民間団体等の活動の促進に係る必要な措置として行う脱炭素化促進事業を実施する事業者に対する遠野市中小企業振興資金融資あっせん条例（平成17年遠野市条例第120号。以下「条例」という。）第2条に規定する融資のあっせんによる脱炭素化促進事業資金に係る利息に対し予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付に関し遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。第8条及び第9条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 市内に住所を有する個人又は市内に事業所その他営業所を有する中小企業等で次に掲げるものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の許可を受けた者を除く。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合

ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人

(2) 脱炭素化促進事業 水力、風力、太陽光その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による脱炭素化のための施設若しくは設備の整備又はエネルギー使用の方法の改善、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の選択、その他のエネルギーの使用の合理化に関する事業をいう。

(3) 取扱金融機関 条例第2条に規定する市の指定する金融機関をいう。

(4) 脱炭素化促進事業資金 取扱金融機関が脱炭素化促進事業を行う事業者に対する事業資金の融資で、元金均等割賦又は元利均等割賦のいずれかの方法により当該事業者から償還させる貸付金をいう。

(利子補給金の交付対象となる資金の種類等)

第3条 利子補給金の交付対象となる資金の種類、利子補給率、利子補給金の対象となる融資額、償還期限及び利子補給期間（以下「利子補給金の交付対象となる資金の種類等」という。）は、次のとおりとする。

資金の種類	利子補給率	利子補給金の対象となる融資額	償還期限	利子補給期間
設備資金	年1.0パーセント以内	5,000万円以内	融資を実行した日の属する年から起算して10年以内。ただし、1年以内の据置期間を置くことができる。	融資を実行した日の属する年から起算して10年以内

2 前項の規定にかかわらず、事業者が整備する施設又は設備が、中小企業等経営強化法（平

成11年法律第18号) 第52条第4項の規定により認定を受けた先端設備等導入計画の先端設備等であるときは、利子補給金の交付対象となる資金の種類等は、次のとおりとする。

資金の種類	利子補給率	利子補給金の対象となる融資額	償還期限	利子補給期間
設備資金	年 1.5パーセント以内	5,000万円以内	融資を実行した日の属する年から起算して10年以内。ただし、1年以内の据置期間を置くことができる。	融資を実行した日の属する年から起算して10年以内

(利子補給金の交付対象者)

第4条 利子補給金の交付対象者(次項及び第6条第1項において「利子補給対象者」という。)は、取扱金融機関から脱炭素化促進事業資金を借り入れたものであって、市長の承認を受けた事業者とする。

2 利子補給対象者は、取扱金融機関に対し、利子補給金の交付及び受領の手續に関する権限を委任することができる。

(利子補給金の額)

第5条 交付対象となる利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間ごとに、当該期間における融資に係る実際の融資残高に、第3条に規定する利子補給率を乗じて得た額とする。

2 同一事業者に対する2以上の脱炭素化促進事業資金の融資を行っているときは、当該2以上の融資残高の合計額を前項の融資残高とみなす。

(利子補給金の交付承認)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする利子補給対象者(次項及び次条において「承認申請者」という。)は、遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付承認申請書(様式第1号)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、交付することが適当と認めるときにあっては遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付承認通知書(様式第2号)により、交付することができないと認めるときにあっては遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付不承認通知書(様式第3号)により、承認申請者に通知する。

(利子補給金の交付変更承認)

第7条 承認申請者は、利子補給金の交付対象となる融資の内容又は融資の返済の内容に変更が生じた場合は、遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付条件変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、利子補給金の交付条件の変更を認めるときにあっては遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付条件変更承認通知書(様式第5号)により、承認申請者に通知する。

(利子補給金の交付決定)

第8条 規則第4条に規定する申請に当たっては、遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付申請書(様式第6号)に当該資金の融資を行った取扱金融機関が証する融資返済履歴に係る書類を添付し、当該融資の実行をした日の属する年の翌年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第7条に規定する通知は、遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付決定通知書(

様式第7号)により行う。

(利子補給金の請求)

第9条 規則第13条第1項に規定する請求に当たっては、遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付請求書(様式第8号)を前条第2項の規定による決定通知を受けた日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求を受理した日から起算して30日以内に利子補給金を交付しなければならない。

(利子補給金の交付の停止等)

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付を停止し、以後の利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させる。

- (1) 毎年12月末日時点において融資の返済が停止しているとき。
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する市町村税の滞納があったとき。
- (3) 融資を完済したとき。
- (4) 整備した施設又は設備を脱炭素化促進事業以外の目的に転用したとき。
- (5) 整備した施設又は設備を第三者に譲渡又は貸付けしたとき。
- (6) 脱炭素化促進事業資金を借り入れた目的以外の目的に使用したとき。
- (7) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (8) その他この告示の規定に違反したとき。

(報告及び調査)

第12条 市長は、前条に規定する行為の有無を調査する必要があるときは、利子補給金の交付を受けた者又は取扱金融機関に対し、当該融資の内容の詳細に関し報告を求め、又は当該融資に係る帳簿、書類等を調査する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(申請期限)

2 第6条第1項に規定する申請は、令和7年3月31日までに限り行うことができる。ただし、整備した施設又は設備のうち、土地及び建物にあっては、令和6年12月31日までに当該土地及び建物の表示に関する登記をしたものに限ることとし、償却資産にあっては、令和7年1月31日までに地方税法第383条の規定により当該償却資産について固定資産の申告をしたものに限る。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和19年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

遠野市長 様

（申請者）所在地  
名称  
代表者名

遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付承認申請書

利子補給金の交付の承認を受けたいので、遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、交付の承認及び審査のため、遠野市が保有する法人情報のうち、市税の納付状況に関する情報及び固定資産課税台帳等の登録事項に関する情報について、必要な範囲で遠野市が利用することに同意します。

関係書類（各1部）

- 1 融資申込書の写し
- 2 利子補給金交付請求予定一覧表（融資実行試算照会票）
- 3 法人情報の提供に関する同意書
- 4 カタログ、平面図、見積書、契約書等の対象設備がわかる書類
- 5 先端設備等導入計画に係る認定書（計画書も含む。）の写し（該当する場合のみ）



様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

遠野市長



遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金の交付については、次の理由により承認できないので通知します。

- 1 取扱金融機関 銀行 支店
- 2 不承認の理由

遠野市長 様

（申請者）所在地  
名称  
代表者名

遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付条件変更承認申請書

年 月 日 付け 第 号で承認された遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金の交付について、下記のとおり変更したいので、遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

	変更前	変更後
借入金額	円	円
融資実行日	年 月 日	年 月 日
利子補給期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
その他		

2 関係書類（各1部）

- (1) 融資申込書の写し
- (2) 次のいずれかの書類
  - ア 先端設備等導入計画の変更の認定を証する書類（変更後の計画書を含む。）の写し
  - イ 地域経済牽引事業計画の変更の承認を証する書類の写し（変更後の計画書を含む。）
- (3) 利子補給金交付請求予定一覧表（融資実行試算照会票）

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

遠野市長



遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付条件変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金の  
交付について、下記のとおり変更を承認します。

記

1 承認番号

2 資金の種類

3 取扱金融機関 銀行 支店

4 借入金額 円

5 融資実行日 年 月 日

6 利子補給期間 年 月 日から 年 月 日まで

7 利子補給率 パーセント

8 事業計画

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

遠野市長 様

(申請者)所在地  
名称  
代表者名

遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付申請書

年 月 日 付け 第 号で承認された遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第4条及び遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付要綱第8条第1項の規定により、取扱金融機関が証する融資返済履歴に係る書類を添えて申請します。

記

- 承認番号
- 資金の種類
- 取扱金融機関 銀行 支店
- 借入金額 円
- 融資実行日 年 月 日
- 利子補給期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 利子補給率 パーセント
- 支払期間 年 月 日
- 支払済利子額 円
- 利子補給金申請額 円

様式第7号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

遠野市長



遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金の交付について、遠野市補助金交付規則第5条第1項の規定により、次の利子補給金を交付することに決定したので、同規則第7条及び遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

利子補給金交付決定額 金 円

注 利子補給金の交付請求に当たっては、この通知の写しを添付して提出すること。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

遠野市長 様

(申請者) 所在地  
名称  
代表者名

遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付請求書

遠野市補助金交付規則第13条第1項及び遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金交付要綱第9条の規定により、次のとおり遠野市脱炭素化促進事業資金利子補給金の交付を請求します。

- 1 利子補給金交付請求額 金 円
- 2 承認番号
- 3 利子補給期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 交付決定 年 月 日付け 第 号
- 5 利子補給金の振込先

金融機関名	銀行・農協・金庫・組合		本店・支店			
口座の種類	普通・当座	口座番号				
フリガナ						
口座名義						